

県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱いについて

I 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定

(I) 宮城県と岩手県との協定

宮城県教育委員会と岩手県教育委員会とは、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについて次のとおり協定する。

- 1 県外からの県立高等学校への入学志願は、別表の左欄に掲げる市町村に住所を有する者に限り、当該右欄に掲げる県外県立高等学校についてのみ認めるものとする。
- 2 前項の県外県立高等学校への入学志願は、一校に限り認めるものとし、かつ、県内及び県外の公立高等学校への併願は、認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 県外県立高等学校への入学願書に、在学又は出身中学校の長の発行する県内公立高等学校との併願がない旨を証する書面を添付させること。
 - (2) 県外からの入学願書を受理した県立高等学校の長に対しては、当該入学志願者がその居住する県において入学志願できる公立高等学校の入学志願者名簿を閲覧できるようにすること。
- 4 県外からの入学志願者には、志願先県立高等学校を所管する県教育委員会が行う学力検査を受けさせるものとする。
- 5 県外からの入学志願者を、志願先県立高等学校の学区の入学志願者と同一に取扱い、いかなる差別的取扱いもしないものとする。
- 6 この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議して定めるものとする。
- 7 この協定は、両者協議の上、改正することができる。この場合において、改正後の協定を次年度の入学志願から適用しようとするときは、その前年度の9月末日までに協議を整えるものとする。
- 8 この協定は、平成16年1月1日より施行し、平成16年度に入学しようとする者から適用する。
- 9 宮城県と岩手県の県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定（平成13年12月28日締結）は、廃止する。

平成15年12月22日

宮 城 県 教 育 委 員 会
岩 手 県 教 育 委 員 会

別表

宮城県側

市 町 村	志願できる県立高等学校
栗原市（平成17年3月31日における旧栗駒町、旧金成町、旧若柳町の区域に限る。）	一関第一高等学校 一関第二高等学校 一関工業高等学校 花泉高等学校
登米市（平成17年3月31日における旧石越町、旧中田町、旧東和町の区域に限る。）	一関第一高等学校 一関第二高等学校 一関工業高等学校 花泉高等学校
気仙沼市	千厩高等学校（普通科を除く） 高田高等学校 大船渡東高等学校

岩手県側

市 町 村	志願できる県立高等学校
一関市（平成17年9月19日における一関市、西磐井郡花泉町の区域に限る。）	岩ヶ崎高等学校 迫桜高等学校 佐沼高等学校 登米総合産業高等学校
一関市（平成17年9月19日における東磐井郡室根村および平成23年9月25日における東磐井郡藤沢町の区域に限る。）	気仙沼高等学校 本吉響高等学校 佐沼高等学校 登米総合産業高等学校 気仙沼向洋高等学校
大船渡市 陸前高田市	気仙沼高等学校 本吉響高等学校 気仙沼向洋高等学校

(Ⅱ) 宮城県と福島県との協定

宮城県教育委員会と福島県教育委員会とは、県境隣接地域に住所を有する者の県外県立高等学校への入学志願の取扱いについて次のとおり協定する。

- 1 県外からの県立高等学校への入学志願は、別表の左欄に掲げる市町村に住所を有する者に限り、当該右欄に掲げる県外県立高等学校についてのみ認めるものとする。
- 2 前項の県外県立高等学校への入学志願は、一校に限り認めるものとし、かつ、県内及び県外の公立高等学校への併願は、認めないものとする。
- 3 前項の併願を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 県外県立高等学校への入学願書に、在学又は出身中学校の長の発行する県内公立高等学校との併願がない旨を証する書面を添付させること。
 - (2) 県外からの入学願書を受理した県立高等学校の長に対しては、当該入学志願者がその居住する県において入学志願できる公立高等学校の入学志願者名簿を閲覧できるようにすること。
- 4 県外からの入学志願者には、志願先県立高等学校を所管する県教育委員会が行う学力検査を受けさせるものとする。
- 5 県外からの入学志願者を、志願先県立高等学校の学区の入学志願者と同一に取扱い、いかなる差別的取扱いもしないものとする。
- 6 この協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議して定めるものとする。
- 7 この協定は、両者協議の上、改正することができる。この場合において、改正後の協定を次年度の入学志願から適用しようとするときは、その前年度の9月末日までに協議を整えるものとする。
- 8 この協定は、平成13年1月1日より施行し、平成13年度に入学しようとする者から適用する。
- 9 宮城県と福島県の県境隣接地域公立高等学校入学志願取扱協定（昭和52年10月11日締結）は、廃止する。

平成12年12月18日

宮 城 県 教 育 委 員 会
福 島 県 教 育 委 員 会

別表

宮城県側

福島県側

市 町 村	志願できる県立高等学校	市 町 村	志願できる県立高等学校
白石市	伊達高等学校	伊達郡国見町 〃 桑折町 伊達市梁川町 (平成17年12月31日現在の旧伊達郡梁川町の区域に限る)	白石高等学校 白石工業高等学校 伊具高等学校
伊具郡丸森町	伊達高等学校 相馬高等学校 相馬総合高等学校	相馬郡新地町 相馬市	伊具高等学校 亘理高等学校
亘理郡山元町	相馬高等学校 相馬総合高等学校		

Ⅱ 宮城県刈田郡七ヶ宿町に住所を有する者が山形県の公立高等学校へ志願する場合

宮城県刈田郡七ヶ宿町に住所を有し、通学の便が悪いため本県の公立高等学校へ志願できない者は、山形県の最寄りの特定の高等学校（上山明新館高等学校、高島高等学校）へ志願することができる。